

手書きで決算書を作成される皆様へ！

- ※ 前回の確定申告の際にお渡しした「OCR 決算書（一般用）・（不動産用）・（農業用）」をご利用下さい。紛失された方は、事務局の「受付窓口」にてお求め下さい。
- ※ **会計ソフト「ブルーリターンA」利用者はご使用になれません。ご了承下さい。**
- ※ **減価償却費の計算・貸借対照表は前回お渡しした用紙をご利用下さい。**

所得稅青色申告決算書（一般用）損益計算書 作成基礎情報記入用紙

OCR入力専用

101 青色太郎 年分 (自 7 月 / 日 至 12 月 31 日)

科目	金額 (円)	科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
売上 (収入) 金額 (雑収入を含む) ①	12650000	消耗品費 ⑮	446455	貸倒引当金 ⑳	
期首商品 (製品) 棚卸高 ②		減価償却費 ⑯	235000	繰上引当金 ㉑	
仕入金額 (製品製造原価) ③		福利厚生費 ⑰	40000	準備引当金 ㉒	
小計 (②+③) ④		給料賃金 ⑱	5000000	準備金額等 ㉓	
期末商品 (製品) 棚卸高 ⑤		外注工賃 ㉒		計 ㉔	
差引原価 (④-⑤) ⑥		利子割引料 ㉓		専従者 ㉕	
差引金額 (①-⑥) ⑦	12650000	地代家賃 ㉔	2000000	貸倒引当金 ㉖	
租税公課 ⑧	327466	貸倒金 ㉕		計 ㉗	
荷造運賃 ⑨		備品費 ㉖	20000	青色申告特別控除前の所得金額 (⑦+⑧-⑨) ㉘	2684859
水道光熱費 ⑩	53464	雑費 ㉗	547646	青色申告特別控除額 ㉙	100000
旅費交通費 ⑪		計 ㉘	9965141	所得金額 (⑦-⑨) ㉚	2684859
通信費 ⑫	2000	差引金額 (⑦-⑨) ㉙	2684859		
広告宣伝費 ⑬					
接待交際費 ⑭	258110				
損害保険料 ⑮	13000				
雑費 ⑯					
計 ⑰					
記入不要					

枠内にご記入下さい。

オリジナルの科目は、㉕から㉚に記入下さい。

こちらの那覇青会専用決算書に「エンピツ」にてご記入し、事務局までお持ち下さい。書き間違えた場合には、二重線を引かずに、消しゴムで消し、正しく書き直して下さい。

消費税の確定申告をされる皆様へ！

課税取引金額計算表

(令和 年分) (事業所得用)

科目	決算額 A	Aのうち課税取引にならないもの(※1) B	課税取引金額 (A-B) C	R1.9.30以前(※2)		
				うち旧税率 6.3%適用分 D	うち軽減税率 6.24%適用分 E	うち標準税率 7.8%適用分 F
売上 (収入) 金額 (雑収入を含む) ①				旧税率 8%	新税率 8%	新税率 10%
期首商品棚卸高 ②				旧税率の為、記載無し	部分「軽減税率」対象	部分「通常税率」対象
仕入金額 ③						
小計 ④						
租税公課 ⑧						
荷造運賃 ⑨						
水道光熱費 ⑩						
旅費交通費 ⑪						
通信費 ⑫						

令和元年10月から消費税の増税に伴い「軽減税率制度」が導入されました。消費税の確定申告（一般課税制度）を行う方は、左記「課税取引金額計算表」のように消費税率ごとの区分集計を行って下さい。

「簡易課税制度」を選択されている方は、売上の部分のみ区分集計を行って下さい。

※左記「課税取引金額計算表」は、国税庁HPに掲載されており、必要な方は、各自で印刷をお願いします。

よくある質問（所得控除）

「医療費控除関係」「社会保険料関係」

医療費控除について教えてください!!

医療費控除は、「治療」に対する支払いが対象となる為、人間ドックや健康診断など「健康維持」に関する支払いは対象外（※条件有）です。又、老人ホームや介護施設の利用料でも、内容によっては「対象外」の施設もありますので事前にご確認下さい。**新型コロナウイルス関連については**、医療機関等の指示等により「PCR検査」を受けた場合、自己負担分が対象となりますが、自己の判断によりPCR検査を受けた場合には対象外となります。ただし、そのPCR検査の結果「陽性」であることが判明した場合には、その費用及びその後の治療費は医療費控除の対象となります。ただマスクの購入費は、あくまで「治療」ではなく「感染予防策」となる為、医療費控除の対象外となります。

一方、医療費控除の特例の一つである「セルフメディケーション税制」は、「健康の保持増進及び疾病予防への取組」を行っている場合において、医療用から転用された「スイッチOTC医薬品」の購入費用や、「医療保険各法」「予防接種法」に基づき行われる「健康診査」「予防接種」が対象となります。その際には、「領収証又は結果通知表」の提出又は提示が必要となります。

通常の「医療費控除」や「セルフメディケーション税制」を適用するには、専用の「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書へ添付となりますが、医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付することによって、「医療費控除の明細書」の記載を簡略化することができます。

また、「通常の医療費控除」と「セルフメディケーション税制」は「**選択制**」となっている為、一度、確定申告で選択しての提出後、修正申告等による「制度の変更」はできません。ご注意ください。

令和2年分 所得税の所得控除額（人的控除）

基礎控除	納税者の合計所得金額		
	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下
※合計所得金額が2,500万円超の方には不適用	48万円	32万円	16万円

配偶者控除	配偶者特別控除は省略しています。	納税者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
※合計所得金額が1,000万円超の方には不適用				
70歳未満	一般の控除対象配偶者 (昭和26年1月2日以後に生まれた人)	38万円	26万円	13万円
70歳以上	老人控除対象配偶者 (昭和26年1月1日以前に生まれた人)	48万円	32万円	16万円

扶養控除	※16歳未満(平成17年1月2日以後に生まれた人)の年少扶養親族には適用されません。		
	16歳以上19歳未満	一般の控除対象扶養親族 (平成14年1月2日から平成17年1月1日までに生まれた人)	38万円
19歳以上23歳未満	特定扶養親族 (平成10年1月2日から平成14年1月1日までに生まれた人)	63万円	
23歳以上70歳未満	一般の控除対象扶養親族 (昭和26年1月2日から平成10年1月1日までに生まれた人)	38万円	
70歳以上	老人扶養親族 (昭和26年1月1日以前に生まれた人)	同居老親等以外	48万円
		同居老親等	58万円

勤労学生控除	27万円	
障害者控除	障害者	27万円
	特別障害者	40万円
	同居特別障害者	75万円
※16歳未満(平成17年1月2日以後に生まれた人)の年少扶養親族にも適用されます。		
ひとり親控除	35万円	
寡婦控除	27万円	

社会保険料控除や

小規模企業共済等掛金控除は?

社会保険料控除は、「国民健康保険料(税)」「国民年金、国民年金基金」「社会保険料」「介護保険料」などが対象で、小規模企業共済等掛金控除は、代表的には「小規模企業共済」が対象となります。

両控除とも、「令和2年中に支払った金額」が控除対象（督促等は対象外）となる為、「所得控除証明書」及びそれに関する資料等が郵送されます。その「証明書関係書類」を持参するか、支払った「領収書のコピー」でも差し支えありません。

ご自身の基礎控除や扶養親族の控除額は、右記の「令和2年分所得税の所得控除（人的控除）」でご確認下さい。

ただし、扶養対象者に別の収入（給与・アルバイト、年金など）がある場合や、生年月日によっては扶養控除の対象にならないことがあります。

確定申告をスムーズに終わらせる為にも、必ず事前にご確認下さい。



よくある質問 2 (所得控除)

「生命保険料・地震保険料関係」
「寄付金控除関係」

寄付金や、ふるさと納税の取り扱いは？

寄付金控除は、国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、「特定寄付金」支出した場合に適用(所得控除)でき、「政治活動に関する寄付金」「認定NPO法人」など一定のものについては「税額控除」を選択することができます。

また、「ふるさと納税(所得控除)」も対象になっており、「寄付金控除」を適用するには、寄付した団体からの交付を受けた領収書等を添付又は提示する必要があります。ご注意ください。

生命保険料控除・地震保険料控除は、何を準備するの？

生命保険料控除や地震保険料控除は、保険会社から郵送された「所得控除証明書」をお持ちして頂きます。

紛失した場合には、保険会社に問い合わせし「再発行」して頂いてからご持参ください。
(通帳等に記載された金額では控除計算ができない為)

所得控除に関する書類については、電子申告(e-tax)を利用する場合、添付省略となっています。しかし、確定申告終了後に税務署から提出を要求される場合がある為、処分せず各自で大切に保管をお願い致します。詳しくは事務局までお問い合わせ下さい。

ブルーリターンAをご利用の皆様へ！

重要 必ず記帳データのバックアップを行って下さい！

会計ソフトをご利用されていかがでしょうか？

手書きで帳簿を作成されていた時と比べて「便利」「使いやすい」「青色申告特別控除 65万円を受けられることができた」等、うれしい反響が多くあります。

しかし、・・・うれしいだけではありません。この様な事も・・・。

- パソコンが壊れ、会計データが無くなった。
- 久しぶりにパソコンを立ち上げたら壊れてしまった。
- ウィルスに感染してデータが無くなった。

様々な理由でデータが開けなくなる場合があります。

会計データが無くなってしまうと、初めから記帳を再入力しなければなりません。それは大変な事です(+o+)。そうならないためにも、データのバックアップをこまめに行って下さい。

(※事務局ではバックアップ用USBフラッシュメモリーの販売も致しております)



ブルーリターンA帳簿印刷サービスのご案内

当会では、会計ソフト「ブルーリターンA」の「帳簿印刷サービス」を行っております。帳簿は7年間の保存が義務付けられており、「ブルーリターンA」をご利用の方も原則プリントアウトした帳簿の保存が必要です。また「電子帳簿保存」の届出書を提出している方でも、帳簿データの破損の可能性を考えると帳簿をプリントアウトしておいた方が無難かと思えます。

皆様の事務負担軽減のために、ぜひ印刷サービスをご利用ください。

【サービス内容】

- 総勘定元帳・補助元帳の印刷 A4 ファイルの綴りこみ (ラベル・インデックス付)

【料金】(税別) **基本料金(1年分) 2,000円 + 印刷枚数×10円**

※ 複数年をご希望の場合はお申込みの際に申し付け下さい

【お申し込み】 申告時期または、お電話かメールでお申し込み下さい。

【受け渡し・お支払方法】 4月以降の受け渡し及び現金にてお支払いとなります。ご了承ください。

